

議第 75 号

財産の譲渡について

次のとおり財産を譲渡する。

1. 譲渡する財産

種 別 馬瀬総合観光株式会社の株式
数 量 900 株

2. 譲渡する相手方

岐阜県下呂市乗政 538 番地
丸共建設株式会社 代表取締役 一 木 賢 二

3. 譲渡金額

32,400,000 円

4. 譲渡する理由

下呂市の公の施設見直し方針に基づき、当該株式の売却公募事業により、上記会社を譲渡契約候補者と決定したため譲渡するもの。

平成 31 年 3 月 7 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号及び下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年下呂市条例 54 号）第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。